

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	子ども未来応援課

契約業者名・住所	社会福祉法人さわらび福祉会・松戸市野菊野5番
工事等の名称	令和8年度 松戸市病児・病後児保育事業委託（ラポールヤバシラ）
工事等の場所	松戸市日暮5-183 染谷ビル1階
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	24,210,000円
工事等の概要	松戸市が委託する松戸市病児・病後児保育事業の運営に関し、病気の回復期に至らない場合、及び病気回復期にある児童に対し、集団保育が困難な期間における一時的な保育サービスを実施施設が提供することにより、もって保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。
随意契約の理由	「社会福祉法人さわらび福祉会」は、保育園や子育て支援センター、放課後児童クラブのほか、病児・病後児保育施設も運営しており、松戸市の子育て支援の中心的な役割を担い、各事業の発展に貢献してきた実績がある。 さらに本事業は、病気又は病気回復期にある児童を一時的に預かるため、保育室以外に観察室・安静室などの確保、看護師・保育士などの担当者の確保、児童の状況に応じた給食の実施など、適切な対応が可能な施設を指定する必要がある。 また、事業を円滑に進めるためには近隣医療機関の協力が必要不可欠であり、これまでの実績の中で様々な関係機関と積極的に連携を図ってきた。 以上のことから、今後も保育園併設型で病児・病後児保育を発展させるためにも、松戸市で実績がある当法人に委託することが妥当であると考えられるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とし、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により一者から見積もりを徴することが、適法かつ妥当であると思慮される。